

2024.4.12 熊本県町村議会議長会事務説明会

町村議会を取り巻く現状と課題

全国町村議会議長会
議事調査部長 飯田 厚

1. 町村議会を取り巻く現状

町村議会の構成

1

町村議会議員の性別及び年齢構成

926町村：令和4年7月1日現在

性別	議員数	年齢構成							平均年齢
		25歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 70歳未満	70歳以上 80歳未満	80歳以上	
男性	9,416人 88.0%	22人 0.2%	186人 2.0%	683人 7.3%	1,124人 11.9%	3,518人 37.4%	3,582人 38.0%	301人 3.2%	65.5歳
女性	1,279人 12.0%	4人 0.3%	32人 2.5%	116人 9.1%	253人 19.8%	500人 39.1%	350人 27.4%	24人 1.9%	62.9歳
合計	10,695人 100%	26人 0.2%	218人 2.0%	799人 7.5%	1,377人 12.9%	4,018人 37.6%	3,932人 36.8%	325人 3.0%	65.2歳

町村議会議員の職業

926町村：令和4年7月1日現在

性別	議員専業	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他	合計
男性	1,964人 20.9%	3,001人 31.9%	960人 10.2%	2,335人 24.8%	1,156人 12.3%	9,416人 100%
女性	629人 49.2%	111人 8.7%	29人 2.3%	285人 22.3%	225人 17.6%	1,279人 100%
合計	2,593人 24.2%	3,112人 29.1%	989人 9.2%	2,620人 24.5%	1,381人 12.9%	10,695人 100%

(参考) 都道府県議会議員 53.5%、市議会議員 47.4%

町村議会議員選挙の実態 ①(第20回統一地方選挙の結果)

2

町村議会議員選挙結果

改選町村数：373団体（40.3%）

うち無投票町村数：123団体（33.0%）

改選議員数：4,126人

うち無投票当選人：1,250人（30.3%）

立候補者数：4,565人

うち男性：3,895人（85.3%）

うち女性：670人（14.7%）

投票率：55.5%（過去最低を更新）

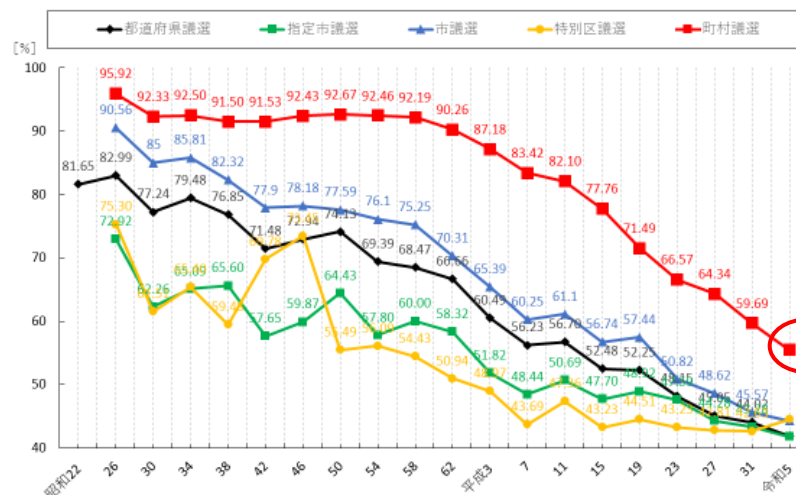
競争率：1.1倍

定員割れ：20町村で22人不足

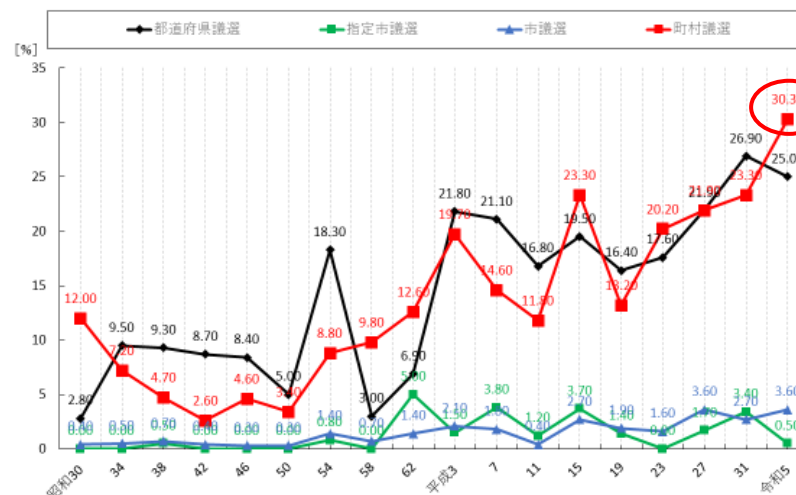
北海道新篠津村、北海道木古内町、北海道喜茂別町、北海道月形町、北海道雨竜町、北海道和寒町、北海道下川町、北海道初山別村、北海道興部町、北海道陸別町、北海道厚岸町、栃木県芳賀町、群馬県甘楽町、東京都御蔵島村、長野県南牧村、長野県下條村、長野県大桑村、長野県木島平村、奈良県上北山村、高知県黒潮町
※栃木県芳賀町、群馬県甘楽町は2人不足

投票率は第1回（昭和22年）以降、最も低い水準を更新

統一地方選挙における投票率の推移



統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



町村議会議員選挙の実態 ②(無投票・定数割れ団体)

3

町村議会議員の一般選挙における無投票及び定数割れ団体数(令和6年2月8日公表)

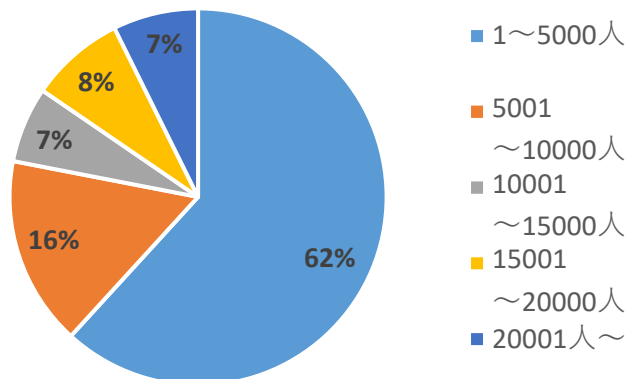
選挙の区分等 選挙期日による期間区分	統一地方選挙以外			統一地方選挙			全体		
	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ	執行団体	無投票	定数割れ
H23.5～H27.4 (第18回統一地方選挙を含む)	561	102 (18.2%)	6	373	89 (23.9%)	4	934	191 (20.4%)	10
H27.5～H31.4 (第19回統一地方選挙を含む)	557	111 (19.9%)	7	375	93 (24.8%)	8	932	204 (21.9%)	15
R1.5～R5.4 (第20回統一地方選挙を含む)	553	131 (23.7%)	11	373	123 (33.0%)	20	926	254 (27.4%)	31

- ・ 補欠選挙・再選挙については調査対象外とし、一般選挙のみを対象としている。
- ・ 統一地方選挙の執行団体数は、総務省公表資料から引用したもの。
- ・ 公職選挙法第15条第6項に基づき条例により選挙区を設けている町村については、全選挙区で無投票団体が無かったため、無投票団体に計上していない。
- ・ 「選挙期日による期間区分」について、一般選挙が議会の解散等により同一期間内に複数回執行された町村は、それぞれの選挙を個別に計上している。
- ・ 公職選挙法第95条の規定により、法定得票数を得られず当選人とならなかった者が発生したことにより定数割れとなった町村は、定数割れ団体に計上していない。

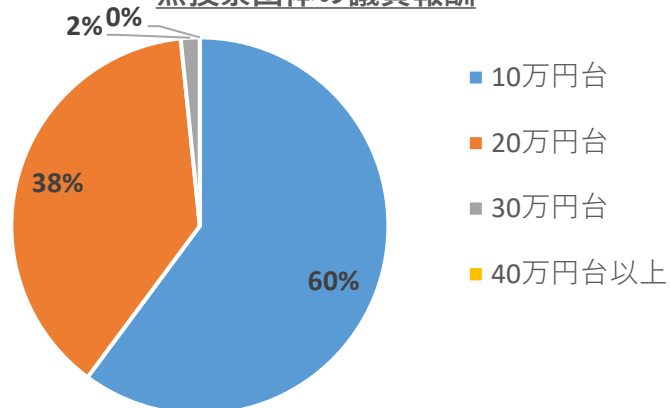
統一地方選挙にみる無投票団体の実態(町村議会)

4

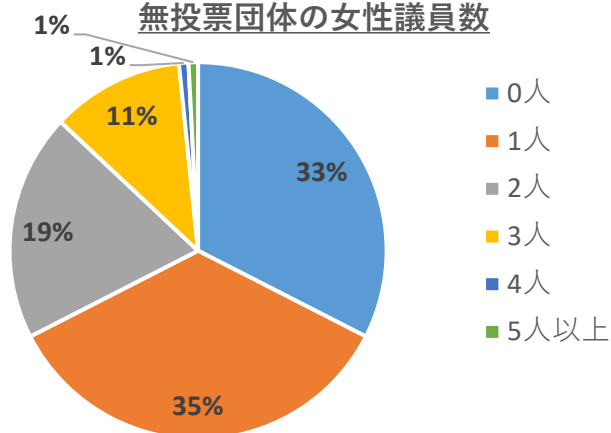
無投票団体の人口段階別内訳



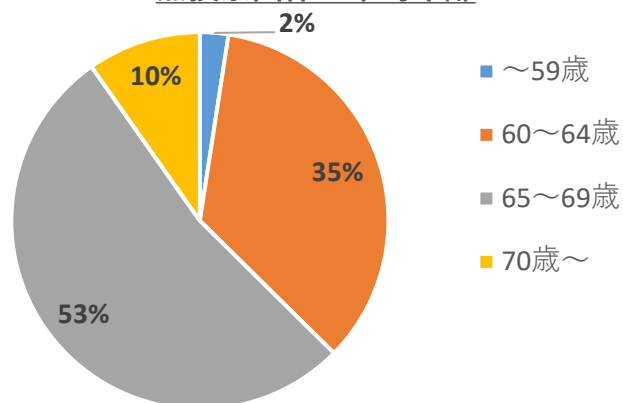
無投票団体の議員報酬



無投票団体の女性議員数



無投票団体の平均年齢



無投票団体には、人口が少ない、議員報酬が低い、女性議員が少ない、平均年齢が高い等の特徴がある

町村議会の議員報酬等の実態

5

町村議会の議員報酬

925町村(日額報酬制の福島県矢祭町を除く)：令和4年7月1日現在

職 名	平均議員報酬 (円)	人口段階別平均議員報酬 (円)				
		～4,999人	5,000人 ～9,999人	10,000人 ～14,999人	15,000人 ～19,999人	20,000人～
議 長	294,463	259,370	288,655	303,014	320,045	349,206
副議長	238,883	206,940	233,897	245,305	263,318	288,864
議 員	216,902	184,412	212,261	224,308	242,192	265,686
常任委員長	222,978	191,439	217,858	228,612	247,206	271,091
町村長給料	735,027	688,135	731,417	752,237	766,648	796,602

町村議会における政務活動費の交付状況

926町村：令和4年7月1日現在

交付対象	交付団体数 195/926 (21.1%)	交付額の水準 (団体数)					平均額 (円)
		～4,999円	5,000円 ～9,999円	10,000円 ～14,999円	15,000円 ～19,999円	20,000円～	
議 員	103 (52.8%)	6	42	38	6	11	9,448円
会 派	26 (13.3%)	0	11	9	3	3	10,218円
会派および議員	36 (18.5%)	5	14	13	2	2	8,362円
会派または議員	30 (15.4%)	3	10	12	0	5	9,783円
合 計	195 (100.0%)	14	77	72	11	21	9,402円

2. 令和4年地方自治法改正

地方自治法の一部を改正する法律(令和4年法律第101号)

6

改正法要綱

地方自治法の一部を改正する法律要綱

一 議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和 (第92条の2関係)

- 「請負」の定義の明確化
規制の対象となる「請負」の定義を明確化すること。
- 議員個人による請負に関する規制の緩和
各会計年度において支払を受ける請負の対価の総額が地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を、議員個人による請負に関する規制の対象から除くこと。

二 災害等の場合の開会の日の変更に関する規定の整備(第101条関係)

- 招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる。この場合においては、変更後の開会の日及び変更の理由を告示しなければならないこと。

三 政府の措置等(附則第6条関係)

- 政府は、事業主に対し、地方公共団体の議会の議員の選挙においてその雇用する労働者が容易に立候補をすることができるよう、地方公共団体の議会の議員の選挙における立候補に伴う休暇等に関する事項を就業規則に定めることその他の自主的な取組を促すものとする。
- 地方公共団体の議会の議員の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する法制度については、事業主の負担に配慮しつつ、かつ、他の公職の選挙における労働者の立候補に伴う休暇等に関する制度の在り方についての検討の状況も踏まえ、この法律による改正後の規定の施行の状況、1の自主的な取組の状況等を勘案して、引き続き検討が加えられるものとする。

四 施行期日等(附則第1条等関係)

- この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、二及び三は、公布の日から施行すること。
- その他所要の規定の整備を行うこと。

衆・参両院総務委員会附帯決議等

地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件
政府は、「地方自治法の一部を改正する法律」の施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。
一 地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議会の運営執行の公正、適正を担保することとならないよう、改正後の規制の緩和と併せて、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の適正性を確保するための対応について、必要に応じて適切な措置を行うようにすること。
二 地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。
三 地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。
四 地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、開会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。
右決議する。

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を担保することとならないよう、改正後の規制の緩和と併せて、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の適正性を確保するための対応について、必要に応じて適切な措置を行うようにすること。

二、地方公共団体の議会の議員の選挙について、多様な人材の議会への参画につながるよう、地方制度調査会の答申や政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨等を踏まえ、引き続き立候補環境の整備に取り組むこと。

三、地方議会におけるオンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、オンラインによる委員会の円滑な開催に資するよう、各地方公共団体に対して必要な助言を行うよう努めること。

四、地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、開会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

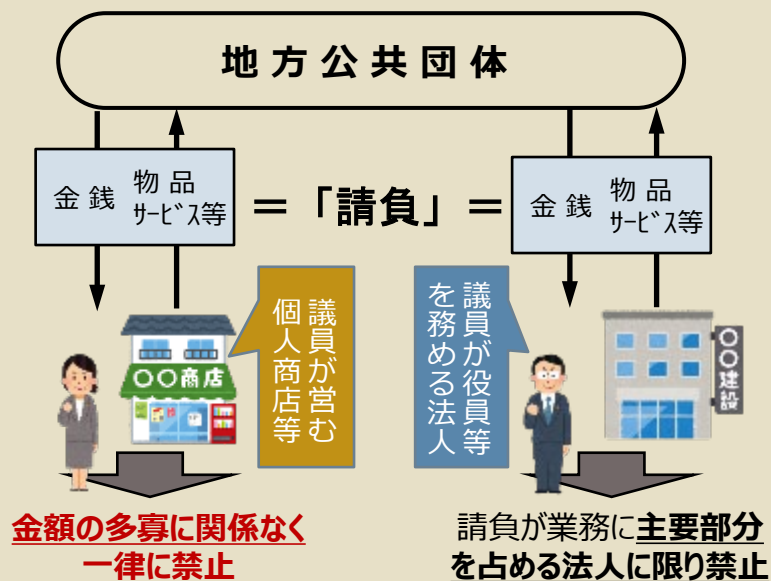
右決議する。

〔令和四年十二月九日〕
衆議院総務委員会

〔令和四年十二月六日〕
参議院総務委員会

請負禁止の緩和（法第92条の2関係）①

「請負禁止」の現況と課題



議会により請負の禁止に抵触する旨の認定を受けた場合、**議員は失職**する。

課題 ①

「請負」の定義が**条文上不明確**であり、失職をおそれ立候補を躊躇する原因となっている。

課題 ②

個人による「請負」は全面的に禁止されており、議員のなり手不足の要因になっている。

「請負禁止」の緩和に関する要望

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているため、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

（令和4年11月 全国町村議会議長会「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望」）

「地方自治法」改正（令和4年12月・議員立法）

1 「請負」の定義の明確化

第92条の2中に、次の請負の定義規定を加える。

業として行う工事の完成若しくはその作業その他の役務の給付又は物件の納入その他の取引で当該地方公共団体が対価の支払をすべきものをいう。

2 議員個人による請負に関する規制の緩和

第92条の2中の「請負をする者」に次の除外規定を加える。

各会計年度において支払を受ける**請負の対価の総額が**地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境を整備する観点から**政令で定める額を超えない者**

政令で定める額は「300万円」

令和5年3月1日施行

請負禁止の緩和（法第92条の2関係）②

8

議員個人による請負の状況の透明性を確保するための措置

衆議院総務委員会（令和4年12月6日）

地方議会における多様な人材の確保及び地方議会のオンライン開催に関する件（総務委員会決議）

一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

参議院総務委員会（令和4年12月9日）

地方自治法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

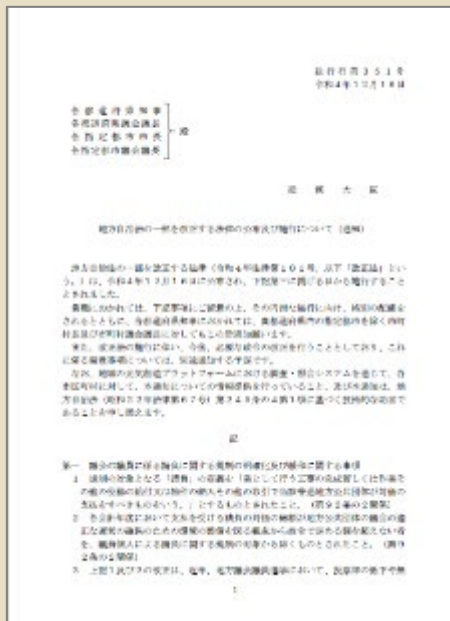
一、地方議会の議員個人による請負に関する規制の緩和については、議員の職務執行の公正、適正を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せ、各地方公共団体において議員個人による請負の状況の透明性を確保するための対応について、必要に応じて適切な助言を行うようにすること。

地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）施行通知（令和4年12月16日・総務大臣）

議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に関する事項（抜粋）

○（今般の）改正は、近年、地方議会議員選挙において、投票率の低下や無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、**議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものではないこと。**

○（略）**議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれないよう、例えば、条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。**



請負禁止の緩和（法第92条の2関係）③

9

議会議員の請負の状況の公表に関する条例(例)(令和5年3月2日・全国議長会)

(目的)

第1条 この条例は、〇〇町（村）議会議員（以下「議員」という。）が〇〇町（村）に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあっては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における〇〇町（村）に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があった場合にあっては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して〇年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行し、令和〇年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

条例施行規程(例) 規定事項

第1条 趣旨

第2条 報告・訂正の方法（様式）

第3条 報告の一覧の訂正

第4条 報告及び訂正の閲覧

第5条 報告及び訂正の写しの交付

第6条 期限等の特例

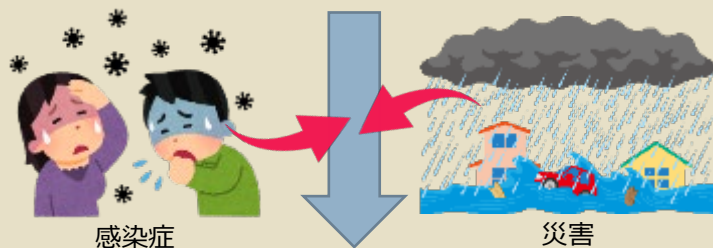
議会招集日の変更（法第101条関係）

10

「議会招集日」に関する現状と課題

長（または議長）による議会の招集告示

- ・都道府県議会・市議会：開会の日前7日までに告示
- ・町村議会：開会の日前3日までに告示



開会

課題

招集告示をした後、**開会の日に議員の応招が困難な事態が発生した場合の対応が不明確**

行政実例

- ・長が招集期日を変更することはできない
(昭和26年9月10日 行政課長回答)
- ・長が招集告示日を取り消すことは一般的にはできない
(昭和28年4月6日 行政課長回答)

議会招集日の変更に関する要望

議会の招集については、災害などにより議員の応招が著しく困難な事由がある場合には、招集日の変更をできるようにすること。

（令和4年11月 全国町村議会議長会「議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望」）

災害等により議会の招集日に議員の応招が困難となった場合、招集日の変更を可能とすることを法律上明確にすること

（令和4年11月 三議長会「住民の負託にこたえ、活力ある地方議会を目指す全国大会決議」）

「地方自治法」改正（令和4年12月・議員立法）

1 議会招集日の変更の明文化

第101条第8項を追加し、次の規定により明文化する。

招集の告示をした後に当該招集に係る開会の日に会議を開くことが災害その他やむを得ない事由により困難であると認めるときは、**当該告示をした者は、当該招集に係る開会の日の変更をすることができる**

2 議会招集日の変更理由等の告示

追加した第101号第8項に、変更した開会の日及び変更理由の告示義務規定を加える。

この場合においては、**変更後の開会の日及び変更の理由を告示**しなければならない

▶ 流会になる事態を回避するための法改正が必要

令和4年12月16日施行

3. 令和5年地方自治法改正

衆・参両院総務委員会附帯決議等

るよう、必要な発言を行うこと。

議会の位置付け等の明確化(法第89条関係) ②

12

「地方議会・地方議員の位置付け」法制化の根拠

地方議会に関する法的根拠（憲法・地方自治法）

日本国憲法

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する

地方自治法

第八十九条 普通地方公共団体に議会を置く

第33次地方制度調査会答申（令和4年12月）

議会の役割・責任、議員の職務等の重要性が改めて認識されるよう、全ての議会に共通する一般的な事項を地方自治法に規定することも考えられる、と政府に提言。

（参考）令和2年11月25日最高裁判決

憲法は、地方公共団体の組織及び運営に関する基本原則として、その施策を住民の意思に基づいて行うべきものとするいわゆる住民自治の原則を採用しており、**普通地方公共団体の議会は、憲法にその設置の根拠を有する議事機関として、住民の代表である議員により構成され、所定の重要事項について当該地方公共団体の意思を決定するなどの権能を有する。**（略）

議員は、憲法上の住民自治の原則を具現化するため、議会が行う上記の各事項等について、議事に参与し、議決に加わるなどして、住民の代表としてその意思を当該普通地方公共団体の意思決定に反映させるべく活動する責務を負うものである。

（略）議員としての中核的な活動を行うことができず、**住民の負託を受けた議員としての責務**を十分に果たすことができなくなる。

「地方自治法」改正（令和5年4月・閣法）

- 1 第89条第1項に**地方議会の位置付け**を追記
普通地方公共団体に、その議事機関として、当該普通地方公共団体の住民が選挙した議員をもって組織される議会を置く。
- 2 第89条第2項を設け、**地方議会の権限**を明記
普通地方公共団体の議会は、この法律の定めるところにより当該普通地方公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、並びにこの法律に定める検査及び調査その他の権限を行使する。
- 3 第89条第3項を設け、**地方議会議員の職務**を明記
前項に規定する議会の権限の適切な行使に資するため、普通地方公共団体の議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない。

令和5年5月8日施行

議会に関する手続きのオンライン化(法第138条の2関係) ①

13

第33次地方制度調査会の指摘と現状

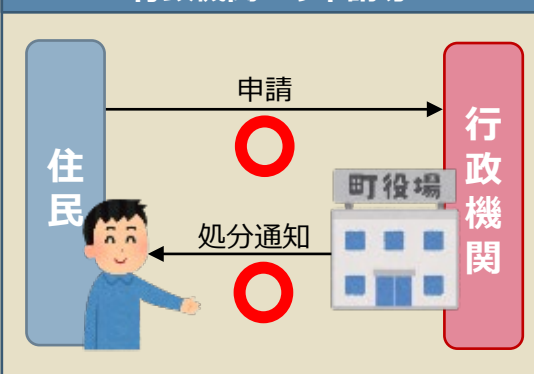
第33次地方制度調査会 答申（令和4年12月）

議会に関連する手続きのオンライン化

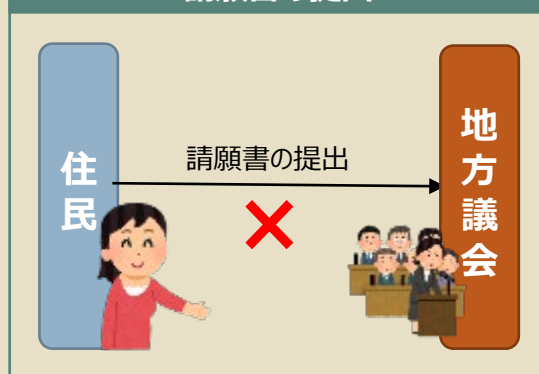
議会が関わる法令上の手続きには、書面等により行うことが求められているものがあるが、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」により、議会と行政機関等との間で行われるものについては、原則として、既に、オンラインにより行うことが可能とされている。

他方、**住民の議会に対する請願書の提出や、議会から国会に対する意見書の提出など、住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続きは**、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続きについても、一括して、**オンラインにより行うことを可能とすべきである**

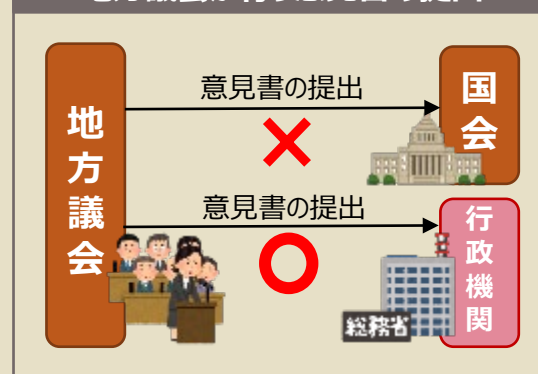
行政機関への申請等



請願書の提出



地方議会が行う意見書の提出



法改正に向けた論点

○地方議会については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）に規定する「行政機関」から除外されているため、住民と議会、地方議会と国会間の手続きはオンラインで行うことができない。

○地方議会に関連する手続きを**一括してオンライン化を可能とする地方自治法の改正**を行う。

議会に関する手続きのオンライン化(法第138条の2関係) ②

14

「地方自治法」改正(令和5年4月・閣法)

第6章「議会」に新たに第12節「雑則」を設け、デジタル手続法を参考にオンライン化を可能とする包括規定(第138条の2)を設ける。

1 第138条の2第1項に、**議会に対して行われる通知のオンライン化を可能とする規定**を設ける。

第109条第6項「議案の提出」(委員会→議会)、第112条第1項「議案の提出」(議員→議会)、第124条「請願書の提出」に関する手続きのオンライン化が可能となる。

2 第138条の2第2項に、**議会が行う通知のオンライン化を可能とする規定**を設ける。

第99条「意見書の提出」(議会→国会)、第118条第6項「議会における選挙の投票の効力の異議に係る決定書の交付」(議会→議員、被選挙人等)、第127条第3項「議員の資格決定に係る決定書の交付」(議会→議員)、第137条「欠席議員に対する招状の発出」(議会→議員)に関する手続きのオンライン化が可能となる。

3 第138条の2第3項に、オンラインによって行われた通知については、当該通知に関するこの章に規定する方法により行われたものとみなす規定を設ける。

4 第138条の2第4項に、オンラインによって行われた通知については、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に到達したものとみなす規定を設ける。

5 政務活動費の収支状況の報告については、新設する第138条の2第1項の規定は適用せず、第100条第15項に、当該報告を**電磁的記録による提出を可能とする規定**を追加する。**(具体的な電磁的記録の提出方法は条例に委任)**

第100条第15項「政務活動費に係る収支及び支出の報告書の提出」(会派または議員→議長)に関する手続きのオンライン化が可能となる。

6 会議録が電磁的記録をもって作成されているときの会議結果の長への報告方法については、第123条第4項を改正し、「書面又は磁気ディスク」の規定を削除したうえで、**「電磁的記録」によることができるよう規定を整備**。

第123条第4項「会議録の提出」(議長→長)に関する手続きについて、磁気ディスク等の個別の媒体を要さないオンライン化が可能となる。

令和6年4月1日施行

これらの手続きを実際にオンラインで行うにあたっては、必要に応じて、各議会の「会議規則」、「委員会条例の」等の改正が必要。

本会議へのオンライン出席（総務省行政課長通知）

15

本会議へのオンライン出席に関する議論の経過

第33次地方制度調査会答申（令和4年12月）

（略）出席については現に議場にいることを前提にしつつ、議決と議決以外の議事で定足数の要件を分け、後者については過半数の要件を緩和することにより、出席ではない位置付けで、オンラインにより参加することを可能とする考え方もある。これらについて、国会における取扱いの状況も参考としつつ、丁寧な検討を進めていくべきである。

衆・参議院総務委員会附帯決議等（令和4年12月）

（略）
四．地方議会におけるオンラインによる本会議の開催について、国会における今後の取扱いのほか、オンラインによる委員会の開催状況や開催上の課題等を踏まえ、丁寧に検討を進めること。

新型コロナウイルス感染症対策等に係る地方公共団体における議会の開催方法に関するQ & A （令和5年2月7日総務省行政局行政課長通知）

- 問
本会議に出席が困難な事情を抱える議員がおり、欠席事由に該当する場合、議場に出席している議員数が定足数を満たしていれば、議場にはいない欠席議員がオンラインによる方法で執行機関に対し質問を行うことは可能か。
- 地方自治法第113条における本会議への「出席」は、現に議場にいることと解されている。（略）
 - （略）本会議における議事は「出席議員の過半数」で決することとされており、表決は議員が議場において行わなければならない。このため、**表決に対する賛否の意見の開陳として行われる「討論」や、表決・討論の前提として議題となっている事件の内容を明確にするために行われる「質疑」は、議員が議場において行わなければならない**と考えられる。したがって、これらに該当する発言を、欠席議員が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で行うことはできないと考えられる。
 - （略）団体の事務全般について執行機関の見解をただす趣旨での「質問」として行われる発言については、その形式に係る法律の定めはない。このような「質問」は、各団体の会議規則等に定められた手続きに基づき行われるものであることから、ご質問のような場合に、各団体において所要の手続（条例や会議規則、要綱等の根拠規定の整備や議決又は申し合わせ等）を講じた上で、**出席が困難な事情により議場にはいない欠席議員がオンラインによる方法で「質問」をすることは差し支えない**と考えられる。

各議会において、条例や会議規則等の根拠規定を整備

根拠規定をどのように整備するか、オンライン参加の要件をどのように定めるか、本人確認をどのように行うか、住民に対する議事の公開をどのように行うか、特定の第三者による関与がないことをどのように担保するといった議会運営上の課題を整理する必要。

4. その他法令関連

選挙公営の拡大(令和2年公職選挙法改正)

16

「選挙公営の拡大」に関する要望

多様な人材の議会参加を促すため、供託金制度の導入を図るとともに、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。

また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。

(令和元年11月 全国町村議会議長会「議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備」に関する要望)

選挙公営の拡大に係る「公職選挙法」改正(令和2年12月)

公職選挙法の一部を改正する法律(令和2年法律第45号)のポイント

法改正により、町村議会議員選挙において、供託金が導入されるとともに、各町村にて条例を定めることによって、選挙公営を公費で実施できることとなった。(施行日 令和2年12月12日)

1 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成
- ③ 選挙運動用ポスターの作成

公営対象

2 町村議会議員選挙におけるビラ頒布(上限枚数1,600枚)

→ 解 禁

3 町村議会議員選挙における供託金制度(15万円)

→ 導 入

4 条例制定状況(令和5年4月1日) 891町村(96.2%)

区分	選挙公営の対象			供託金
	自動車	ビラ	ポスター	
知事	○	○	○	300万円
都道府県 議会議員	○	○	○	60万円
市長	○	○	○	100万円
市議会 議員	○	○	○	30万円
町村長	公営対象	公営対象	公営対象	50万円
町村議会 議員	公営対象 1台	頒布解禁 公営対象 1,600枚	公営対象 500枚	導 入 15万円

議会における欠席事由の拡大(令和3年政治分野における男女共同参画推進法改正)

17

政治分野における男女共同参画推進法の改正 (令和3年6月)

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の改正について(概要)

改正の背景

- 政治分野への女性の参画は徐々に進められているものの、諸外国と比べると大きく遅れている。
 - ★ 国会議員(衆議院議員)に占める女性の割合は9.9%で、世界193か国中166位(列国議会同盟(令和3年1月1日時点))
 - ★ 本法施行後の選挙における女性候補者の割合は、参(2019):28.1%、統一地方選(2019):16.0%
- 男女を問わず、立候補や議員活動等しやすい環境整備などが必要。

- ①政党等がより積極的な取組を行うこととなるよう促進する
- ②国・地方公共団体の施策を強化する 等の必要がある。

改正の概要

附帯決議に書かれていた項目を中心に、改正内容を検討

政党その他の政治団体の取組の促進(第4条)

- 取組項目の例示として、男女の候補者数の目標設定のほか、
 - 候補者の選定方法の改善
 - 候補者となるにふさわしい人材の育成
 - セクハラ・マタハラ等への対策 を明記

国・地方公共団体の施策の強化

- ①環境整備(新第8条)
 - 施策の例示として、家庭生活との両立支援のための体制整備(議会における妊娠・出産・育児・介護に係る欠席事由の拡大など)を明記
- ②セクハラ・マタハラ等への対応【新設】(新第9条)
 - 防止に資する研修の実施
 - 相談体制の整備 などの施策を講ずるものとする
- ③実態調査(新第6条)
 - 調査対象として、社会的障壁の状況を明記
- ④人材の育成等(新第10条)
 - 施策の例示として、模擬議会・講演会の開催の推進を明記

関係機関の明示(第2条第4項)

- 政党その他の政治団体の取組のほか、
 - 衆議院・参議院・地方公共団体の議会
 - 内閣府・総務省その他の関係行政機関等
 が適切な役割分担の下で積極的に関与することを明記

国・地方公共団体の責務等の強化(第3条等)

- 「努めるものとする」を「ものとする」に改める など

議会における欠席事由の拡大 / 「標準」町村議会会議規則の改正(令和3年2月)

(欠席の届出)

第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

「出産」に伴う欠席事由に関する会議規則の規定

規定あり	運用で定めている	規定なし
879 (94.9%)	2 (0.2%)	45 (4.9%)

「出産」に伴う欠席期間に関する規定(運用を含む881団体)

産前6週産後8週超	産前6週産後8週以下	期間の定めなし
51 (5.8%)	746 (84.7%)	84 (9.5%)

「出産」以外の欠席事由に関する会議規則の規定

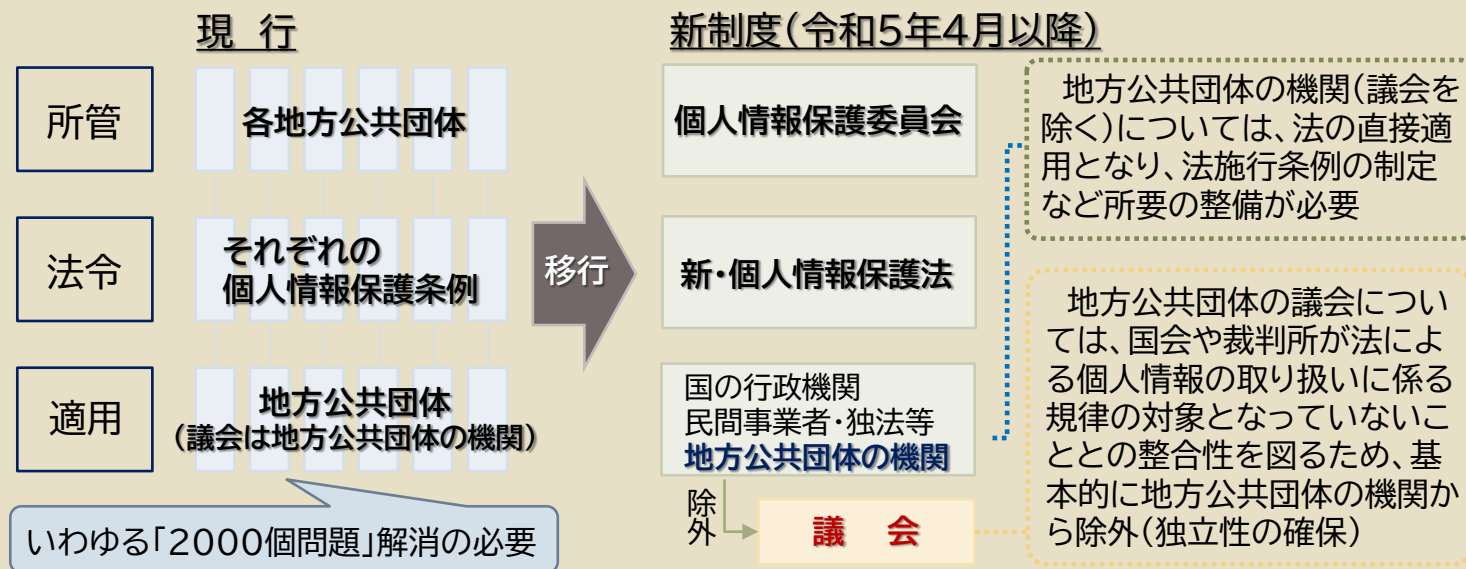
公務	傷病	育児	看護	介護	配偶者の出産	なし
777 83.9%	779 84.1%	779 84.1%	774 83.6%	779 84.1%	783 84.6%	121 13.1%

地方議会の個人情報保護（令和3年デジタル社会形成整備法）

18

新・個人情報保護法施行による地方公共団体への影響

- 現行の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を新たな個人情報保護法に統合
- 地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化



新・個人情報保護法の施行日（地方公共団体関係は令和5年4月1日）までに、議会に係る個人情報保護条例を整備する必要

全国町村議会議長会では、総務省及び個人情報保護委員会と協議を重ねたうえで、「町（村）議会の個人情報の保護に関する条例（例）」を作成し、全国926町村議会に提示。
→ 令和5年4月1日現在**906町村（97.8%）**で制定済み

5. 全国町村議会議長会の取組

議員報酬の適正化に向けた議論の醸成①

19

研究報告書「議員報酬・政務活動費の充実にむけた論点と手続き」の普及

第32次地方制度調査会 答申（令和2年6月）

議員報酬のあり方

議員報酬については、主として小規模市町村において、それだけでは生計を維持できないほどの低水準であり、そのことが議員のなり手不足の要因であるとの議論がある。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各議会において説明責任を果たしながら自主的に決定する必要があるが、議員のなり手不足に直面する地方公共団体の中には、議員報酬の水準の検討に当たり、議員の活動量と長の活動量を比較し、その割合を基に、住民と向き合い適正な水準について議論するなどの積極的な対応を講じている事例もある。

議員のなり手不足に直面する地方公共団体においては、こうした事例も踏まえつつ、現在の議員報酬の水準が議会における人材確保の観点から適正な水準を下回ると考えられる場合には、住民の理解を得ながら、地域の実情や議員の活動の状況、物価の動向等に応じ、議員報酬の水準のあり方を検討することが考えられる。

その際には、その待遇が議会や議員の活動に見合うものであることについての住民の理解と信頼が前提になることに留意する必要がある。

なお、小規模市町村を中心に政務活動費が支給されていない団体があるが、政務活動費は条例の定めるところにより交付することができることとされていることから、議員の活動の実態を踏まえて、活用を検討することも考えられる。

全国町村議会議長会研究事業

議員報酬・政務活動費に関する研究

議員報酬の見直しや政務活動費の導入に向けた実践例や考え方など今後のあるべき姿を提示することを目的に、令和3年4月に大正大学社会共生物学部の江藤俊昭教授に研究を委託。

報告書の刊行

当研究の成果を報告書「議員報酬・政務活動費の充実にむけた論点と手続き」として取りまとめ、令和4年2月に刊行。全町村議会議員に配布。



江藤俊昭教授



議員報酬の増額に繋がる議会改革の推進(「議会活性化事例集」の刊行)

議員報酬の見直しのポイント

「活動内容を踏まえた原価方式」による議員報酬の算定

- 議会・議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給料に乗じて議員報酬額を算定する「原価方式」を用いて議員報酬の水準を考える。
- 活動量が増加すれば、議員報酬もアップするが、単に活動量を増やせばよいのではなく、その内容が問われる。
- 議員報酬の見直しにあたっては、活動量とその内容を住民に示し、理解を得ることが重要。

議会・議員の活動量

- 議会改革に伴う議会・議員活動の豊富化は議員報酬の増額に連動する。
- 議会改革を実践している議会は、それに適した議員報酬が不可欠。(議員報酬は議員活動のために必要な条件である。)

政務活動費の活用の重要性

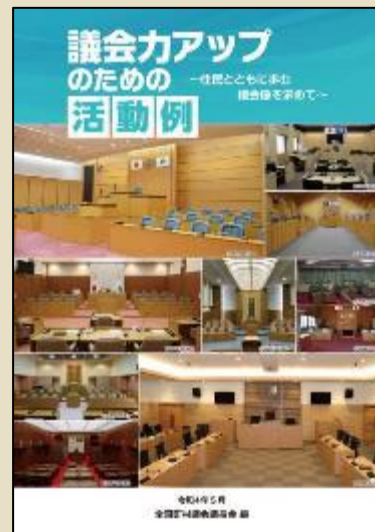
交付条例制定と交付額の増額を図る

- 政務活動費は、監視・政策提言を高める重要な条件であることを認識し、その導入または増額に向けた検討を始めるべきである。
- 政務活動費の活用は、議員の活動量増加にもつながる。

「議会活性化事例集」の刊行

議会改革を横展開するための事例集

令和4年5月、報告書において、「議会改革による議会・議員活動の豊富化は議員報酬の増額に連動する」との提言を行っていることを踏まえ、町村の議会改革の取組みを全国に横展開し、報告書が示した「活動内容を踏まえた原価方式」による議員報酬の見直しとの相乗効果を図るため、議会活性化事例集「議会力アップのための活動例」を作成し公表。



議員報酬の適正化に向けた議論の醸成③

21

議員報酬に関するアンケート調査(令和5年4月1日現在)結果の概要

(1) 令和3年4月以降、議員報酬について検討を行いましたか？

検討済	検討中	検討していない	合計
140 (15.1%)	94 (10.2%)	692 (74.7%)	926 (100%)

議員報酬の検討を始めている町村議会は、全体の
約25%

(2) 議員報酬の検討にあたって、「原価方式」を採用しましたか？

採用した	採用予定	採用していない	合計
29 (12.4%)	14 (6.0%)	191 (81.6%)	234 (100%)

原価方式によって、議員報酬の検討を始めているのは
43団体

(3) 議員報酬の検討にあたって、参考とした指標（算定根拠）は何ですか？

類似団体	近隣町村	行政職員	その他	合計
37 (19.4%)	81 (42.4%)	28 (14.7%)	45 (23.5%)	191 (100%)

類似団体や近隣町村との均衡を議員報酬の算定根拠としているのは
118団体

○「低額な議員報酬」が議員のなり手不足問題の主要な原因であることを再認識し、議員報酬の見直しの潮流を全国展開する必要がある。

○ 議員報酬の見直しを普及するための取組を継続するとともに、議員報酬引き上げの障壁を取り除くための対策を講じる必要がある。

議員報酬引上げの障壁となっている事例

特別職報酬等審議会に関すること

- 議会が提示した議員報酬額(改正額)よりも相当低い水準の金額(類似 団体の平均的な議員報酬額)を特別職報酬等審議会が答申した。
- 議会が提示した議員報酬額(改正額)を全国議長会が昭和53年に示した「議員報酬は長の給料月額の30～31%相当が適当」という基準を理由 に下げられた。
- 議会において、議員報酬の見直し案を取りまとめたにもかかわらず、特別職報酬等審議会で意見陳述の機会を与えられなかった。

議員報酬の算定根拠に関すること

- 近隣町村の議員報酬額の均衡を図ってきた経緯があるので、単独で議員報酬を引上げにくい。
- 議員報酬が低額なことからはほとんどの議員が兼業であり、活動量を増やすことが困難なため、原価方式によっても議員報酬がそれほど増額しない。
- 原価方式で算出した議員報酬額(改正額)が現行の議員報酬額と比べ高額になりすぎて、議会側から提案する改正額として現実的でないとの意見が出た。

財政措置に関すること

- 財政力が低いので、住民に議員報酬が低くても仕方ないと思われる。
- 議員報酬を引上げることで、一般財源に占める「議会費」の割合が高くなることを住民にどう説明するか。
- 議員報酬の引き上げに要する費用が財政措置されることを明確に示せない住民が納得できる説明ができない。

その他の事項

- 議員報酬を引上げる代わりに議員定数の引下げを求められた。
- 原価方式の基礎となる「活動量調査」をどのように行えばよいのか、よく分からない。

全国町村議会議長会の議員報酬の適正化に向けた運動方針(案)

○ 活動内容を踏まえた原価方式による議員報酬の見直しの全国展開

議員報酬の適正化に向けて、本会が昭和53年に示した議員報酬の全国標準(町村長の給料月額30%~31%)は実態に即していないため廃止するとともに、令和4年2月に取りまとめた「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」において提言した「活動内容を踏まえた原価方式」の全国展開を図る。

また、「活動内容を踏まえた原価方式」の汎用化を進めるため、**ロールモデルの公開、活動量調査シートの公表、議員報酬の見直しに関する調査、講師の斡旋・派遣等の取組**を継続して行う。

○ 議会改革の達成値としての活動量を明示

昭和53年の議員報酬の全国標準を廃止することに伴い、議員報酬額について新たな全国標準(一律の基準)を示すことは、地域性、活動量、議会改革の進行度等の違いなどから困難なことから、議会改革の達成点としての**活動量の指標を明示し、そこからの逆算によってそれぞれの議会に相応しい議員報酬額を導き出す**よう呼びかける。

○ 議員報酬引き上げの障壁を除去するための要請活動

議員報酬を引き上げやすくするための環境整備を図るため、5月に開催する都道府県会長会で決議を行うとともに、「国の予算編成及び施策に関する要望」に掲げる「議員報酬の改善に関する要望」を見直し、7月の概算要求時及び11月の町村議会議長全国大会時に**政府・政党に対し強力に要請活動**を行う。

また、活動内容を踏まえた原価方式による議員報酬の見直しを全国展開するためには、町村長の理解が不可欠なことから、**各都道府県町村議会議長会が管内町村長に対して行う要請活動の支援**(決議文案、通知文案の例示等)を行う。

町村議会議員のなり手不足対策検討会の設置

第20回統一地方選挙（令和5年4月）

町村議会議員選挙

令和5年4月に執行された第20回統一地方選挙において、**無投票当選者、定数割れ議会が増加**するなど、町村議会議員のなり手不足がより深刻化。その一方で、**女性候補者、女性当選者はともに増加傾向**。

- ① 投票率
55.49%（第19回より4.2ポイント減、過去最低更新）
- ② 無投票団体
123町村（第19回より30町村増）
- ③ 無投票当選者数
1250人／30.3%（第19回より262人／7ポイント増）
- ④ 定数割れ町村議会
20町村（第19回より12町村増、全体で22人不足）
- ⑤ 女性候補者
670人／14.7%（第19回より2.6ポイント増）
- ⑥ 女性当選者
632人／15.4%（第19回より3.4ポイント増）

町村議会議員のなり手不足対策検討会

なり手不足対策の検討

町村議会議員のなり手不足問題が深刻化していることを踏まえ、有識者による「町村議会議員のなり手不足対策検討会」を設置し、関係者への聞き取り調査や現地調査を通じて、検討結果を報告書にまとめ、全国の町村議会・町村議会議員に配布する。

委員長 江藤 俊昭 大正大学教授
委員 河村 和徳 東北大学大学院准教授
委員 人羅 格 毎日新聞論説委員
委員 益子 純恵 栃木県那珂川町議会議員
委員 寺島 渉 元長野県飯綱町議会議員

報告書「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～」を令和6年3月に刊行

町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機
～議会の取組と幅広い協働により地方自治の未来を創ろう～



令和6年3月

町村議会議員のなり手不足対策検討会

議会におけるデジタル技術の活用促進

第33次地方制度調査会 答申（令和4年12月）

多様な人材の参画を前提とした議会運営

社会全体のデジタル・トランスフォーメーションが進展する中で、デジタル技術が、新型コロナウイルス感染症のまん延時等における社会経済活動の継続や、多様な主体が連携した地域の課題解決のためのツールとして有用であることが広く認識されるようになったところであり、議会がその役割を発揮する上でデジタル化への対応はますます重要になっている。

「デジタル技術活用事例集」の刊行 及びそれに資する調査研究事業等

1 デジタル技術の活用に関する調査

第69回実態調査における「議会のデジタル技術の活用」に関する調査（調査項目拡充）、総務省において実施する「地方議会におけるデジタル技術の活用等におけるアンケート」結果を通じて、町村議会におけるデジタル技術導入の状況を把握する。

2 「デジタル技術活用事例集」の刊行

デジタル技術を積極的に導入し、議会運営に活用している町村議会に対するヒアリング及び現地調査を通じて、「デジタル技術活用事例集」を刊行し、都道府県町村議会議長会を通じ、全国の町村議会に配布する。

3 研修の実施

議会事務局職員研修において、デジタル技術を導入し活用するための事務局の取組をテーマとした研修を実施する。
また、議長・副議長研修会において、デジタル導入の啓発をテーマとした研修を実施する。



議会に関する手続きのオンライン化への対応

26

「標準」会議規則・「標準」委員会条例の改正(令和6年2月)

第33次地方制度調査会答申

議会に関連する手続きのオンライン化

住民と議会、議会と国会等の間で行われる法令上の手続きは、同法の適用対象外とされている。多様な住民が議会に関わる機会を広げる観点や、議会運営の合理化を図る観点から、これらの手続きについても、一括して、オンラインにより行うことを可能とするべきである。

令和5年地方自治法改正

請願書の提出等のオンライン化

デジタル手続法の適用から外れている地方議会に対する住民からの請願書の提出や国会に対する地方議会からの意見書の提出など地方議会に係る手続きについて、一括してオンライン化を可能とする。
(前掲)

会議規則・委員会条例の検討

法改正の周知とそれに伴う会議規則等の検討

議会に関する手続きのオンライン化を規定する改正地方自治法を踏まえ、これを実際に運用するために必要な「会議規則」及び「委員会条例」の改正案を作成し、これを各町村議会に周知する。

議会「標準」会議規則・「標準」委員会条例改正のポイント

令和6年2月8日決定

- 会議規則、条例等に基づく手続きは、デジタル手続法等の対象外のため、法改正のみではオンライン化できないこととなっている（各団体でデジタル手続条例を制定し議会、議長が条例対象となっている場合を除く。）
- このことを踏まえ、議会に係る手続きについてオンラインによることを可能とする観点から、標準会議規則・標準委員会条例について、次のとおり改正を行う。
 - ① 地方自治法改正によりオンライン化可能となった手続き（議案、請願等）
→ 標準会議規則等で書面等が要求されている場合でも、オンライン化を可能とする。
 - ② 標準会議規則・標準委員会条例の規定により、書面等を前提とする手続き（委員会報告書等）
→ 標準会議規則・標準委員会条例の改正により、オンライン化を可能とする。

標準町村議会会議規則の一部改正

令和6年2月8日決定

標準町村議会会議規則の一部を次のとおり改正する。

目次中「第一章」を「第二章」に、「第三十條」を「第三十條の二」に改める。

第九條第二項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に出席することにより」に改め、同条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときは、他の者に必要であると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第三十二條に次の一項を加える。

4 投票の効力に係る法第十八條第六項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第八十五條中「第三十二條」を「第三十二條第一項から第三項まで」に改める。

第十一章中第一條の次に次の一項を加える。

（資格決定の通知）

第一條の二 法第二十七條第三項の規定により準用される法第十八條第六項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

「議会活動における著作権侵害」に関する啓発

27

「議会と著作権Q&A」の配布

- 町村議会においては、住民にわかりやすく開かれた議会にするため、インターネットを活用した議会情報の公開や議会中継、議会運営におけるタブレット端末の導入、議場モニターの設置及び議会広報紙の発行など様々な取組が行われている。
- その一方で、一部の地方自治体においては、著作権の取扱いについて定めている著作権法を正しく理解しないため、後から多額の使用料や損害賠償を請求される事案が散見している。

〈令和5年5月 参考配布〉



議会と著作権 Q&A

令和5年5月
全国町村議会議員会 議事調査部

著作権の侵害が懸念されるケースを想定したQ&A

- 議会広報紙へ新聞記事を書き写すには？
- 議会ホームページへ写真を掲載するには？
- 一般質問時に資料として他人の著作物を提示するには？
- 議場のスクリーンに他人の著作物を投影するには？
- 議員のSNSに議会中継や資料を掲載するには？
- 研修会の資料を議会ホームページに掲載するには？
- 議会中継を無断利用されたときの対処法は？
- 議会内部で議案の研究用に他人の著作物を利用するには？
- 議場を利用してコンサートを行う際の留意事項は？
- 議会開会前にBGMを流す際の留意事項は？
- 議会広報にキャラクターを利用する場合の留意事項は？
- 議会広報紙にフリー素材とされているイラストを利用する際の留意事項は？
- タブレット端末で他人の著作物を共有するには？
- 議会図書室の図書をコピーする際の留意事項は？
- 町所有の美術品を議員名刺に載せるには？
- 一般質問のときに歌詞等を引用するには？
- 条例案作成のため、法令や他の地方公共団体の条例、規則を参考にするには？

